

東京基督教大学（TCU）支援会 特別遺贈セミナー

想いを伝える遺贈と遺言書

[遺贈によって感謝を後世につなぐ]

税理士法人シリウス長岡事務所

代表社員/税理士 長岡 正

令和5年（2023年）1月28日（土）

会場：キリスト聖協団練馬教会 練馬グレースチャペル



はじめに

近年、人生の集大成として、「遺贈寄付」が注目されています。

「終活と遺贈に関する意識調査2017」（認定NPO法人 国境なき医師団）によると、アンケートで「遺贈寄付に前向き」な回答をした人の割合は61.6%。遺産を社会貢献のために使うことができる方法として、注目されています。

「遺贈寄付」とは・・・

遺言によって、子供や配偶者などの相続人以外の特定の個人や団体に遺産を譲り渡すことをいいます。

「遺贈寄付」を実行にむずびつけるためには、元気なうちに家族と相談したり、専門家の助言を受けたりして「遺言書」を作成し、意思を明確にしておく必要があるといえます。

本日は、キリスト者の皆様の思いを次世代につなぐため、「想いを伝える遺贈と遺言書」と題して、税理士という立場からご案内してまいります。



税理士法人シリウス長岡事務所
代表社員 税理士 長岡 正



想いを伝える遺贈と遺言書

1. 遺言は法定相続に優先する

2. 法定相続分とは

3. 遺言書を書くメリットは

[コラム] 遺贈寄付を選ぶ理由

4. 遺留分について知っておこう

5. 遺留分を侵害する遺言書について

6. 遺留分の具体的な割合

7. 遺言書に書けること

[コラム] 付言事項の例

8. 遺言書を書くにあたっての心得

[コラム] 40年ぶりの民法改正

9. 遺言書の種類「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」

[参考資料] 自筆証書遺言の作成例

1. 遺言は法定相続に優先する

相続財産を受け継ぐ方法には、遺言書、遺産分割協議、法定相続分の三通りがありますが、その優先劣後の関係には、順序があります。

第1順位：遺言書（遺言による承継）

法務省の調査によると、55歳以上で遺言書を作成したことがある人は6.8%となっています。

第2順位：遺産分割協議（相続人全員の協議による承継）

第3順位：法定相続分（家庭裁判所「審判」）

遺産相続では、「遺言者の意思」が最優先であり、遺言書の内容は遺産分割協議や法定相続分に優先するのです。

なぜ、法定相続よりも遺言が優先されるのかというと、我が国の法体系における私的自治の原則と所有権絶対の原則が働くからとされています。

- **私的自治の原則** . . .

私人間の関係については原則として国家はできるだけ干渉しないというもの

- **所有権絶対の原則** . . .

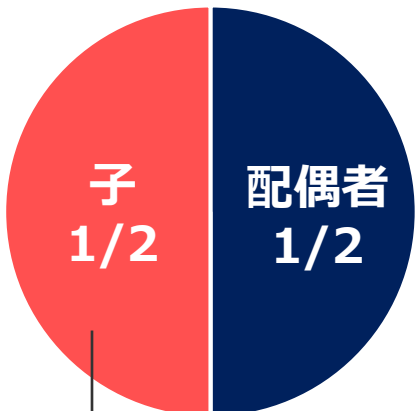
自分の所有する財産の扱いについては何者の干渉も受けず自由に決めることができるというもの

2. 法定相続分とは

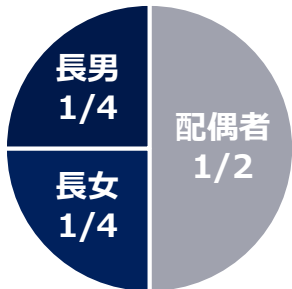
「法定相続分」とは、民法によって定められた遺産分割の基準（目安）です。なお、相続人全員の同意があるなら、必ずしも「法定相続分」通りに遺産を分けなくてもOKとなっています。

★具体的な法定相続分とは

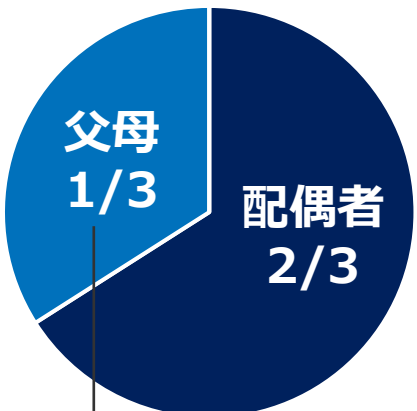
配偶者と子供



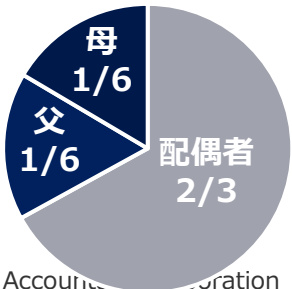
子供が複数いる場合には、相続分1/2をさらに等分します。



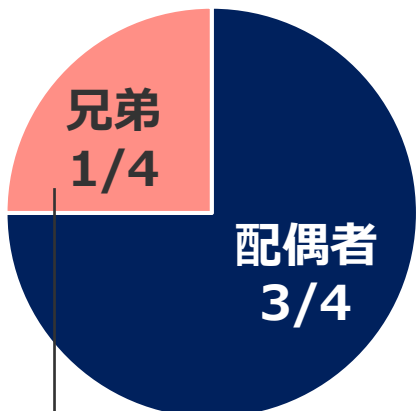
配偶者と父母



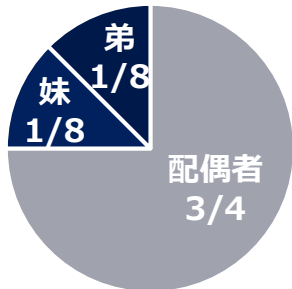
父母が複数いる場合には、相続分1/3をさらに等分します。



配偶者と兄弟



兄弟が複数いる場合には、相続分1/4をさらに等分します。



3. 遺言書を書くメリット 〈まとめ〉

遺言書を書くことのメリットはどこにあるのでしょうか。詳しく見ていきましょう。



(1) 生前に遺産の分け方を決め、遺産相続争いを防げる

(2) 家族（相続人）の生活を守れる

(3) 相続人以外にも財産を渡すことができる

(4) 相続手続きの負担を減らせる など

3. 遺言書を書くメリット（1）

（1）生前に遺産の分け方を決め、遺産相続争いを防げる

遺言書によって、誰にどの財産をあげるか指定することで、残された家族（相続人）が相続をめぐる争いを防げます。

実は、トラブルになりやすいのは、財産がマイホームと預貯金数百万円から一千万円程度というようにごく一般的な家庭と言われております。財産のほとんどが、不動産のように分割しにくいものだと、相続人全員が納得できるように分けるのが難しいからです。

遺言書は決してお金持ちで家族仲が悪い人のためのものではありません。ごく普通の家庭でも、将来、子供（相続人）にもめることによる苦痛や時間をかけさせないためにも、作っておくと助かるはずですよ。



3. 遺言書を書くメリット (2)

(2) 家族（相続人）の生活を守る

もし、法定相続分で分けると、ご自分と同居して日々の生活を支えてくれた人が家を追い出されるような事態になる場合には、自宅を相続させるように遺言することでその人を守れます。

また、あなたの亡くなった後も、学費や生活費を必要とする人がいる場合や家業を継いでくれる人がいる場合には、遺言書によって確実に財産を残せます。

例えば、配偶者が再婚相手であり、その他の相続人が先妻との子供である場合に、配偶者の生活の場所を確保してあげる必要があったり、家業を継ぐ人には、引き継ぐうえで必要不可欠な財産を確保してあげる必要もありましょう。

兄弟仲が良かった子供たちも、結婚してそれぞれ配偶者がおり、現在のおかれた経済状況もだいぶ違うといったケースでは、相続人以外の外野の声や意向も加わってきます。



3. 遺言書を書くメリット (3)

(3) 相続人以外にも財産を渡すことができる

遺言書によって、相続人以外の者（団体）にも財産を渡すことができます。これを「遺贈（いぞう）」といいます。

例えば、身の回りの世話を親身になってしてくれた息子さんのお嫁さんには相続権がありません。そこで、生前の感謝の気持ちを伝えるため遺言書を書くことで、息子さんのお嫁さんにも財産をお渡しすることができます。

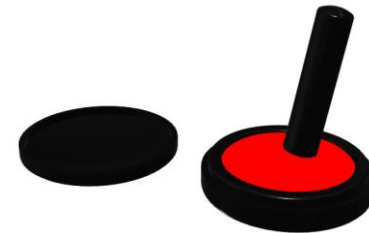
また、今日の自分の礎を築いてくれた母校や信仰の支えとなった教会、その他社会福祉団体等へも、遺言書を書くことで、財産をお渡しすることができます。ご恩返しの思いや、ご自分がこの地上で生きた証として、あるいは、同じ信仰や境遇にある人々への想いを伝える贈り物となりましょう。



3. 遺言書を書くメリット (4)

(4) 相続手続きの負担を減らせる など

一般的に、相続手続きには半年から1年程度かかります。相続人全員の同意や印鑑証明書が必要なことが多いのですが、遺言書があれば、煩雑な手間が省け、期間を短縮できます。



[コラム] 遺贈寄付を選ぶ理由

遺贈寄付をすると決めた方や検討している方は、どんな気持ちで遺贈寄付を捉えているのでしょうか？ よく聞かれるのは、

✓ **自分が地上で生きた証を残したい…**

✓ 自分の財産を広く社会に役立ててほしい…

✓ **信仰の支えとなった教会に自分の財産を使ってほしい…**

✓ 自分の礎を築いてくれた母校の未来に自分の想いを伝えたい…

✓ **子がおらず、相続人がいない…**

✓ 財産活用を自分で選択したい…



なお、法定相続人には『遺留分』として一定割合の相続権が認められており、それに配慮しておかないと、寄付先にも迷惑が掛かる恐れがあることにも注意が必要です。

4. 遺留分（いりゅうぶん）について知っておこう

遺産相続では「法定相続よりも遺言が優先される」という大原則がありますが、ここで注意しなければならないのが「遺留分」です。

例えば、「特定の相続人や第三者に全ての財産を譲る」といった内容の遺言であった場合、遺言に従うと本来は遺産を受け継ぐ権利のある人が、全く受け取れないことになってしまいます。

つまり、遺言の内容によっては、配偶者や子供などの遺族が、法定相続人としての権利と利益を侵されてしまうこともあるのです。

そのため、民法では、遺族の法定相続人としての権利や利益を守るために、遺族が相続できる最低限度の相続分を「遺留分」という形で規定しています。

「遺留分」は、法で保障された遺族が受け取れる最低限度の相続分



5. 遺留分を侵害する遺言書について

遺留分を侵害する遺言書って、作ってはいけないの？



法的には有効！
ただし、遺留分を請求される可能性がある！

遺留分を考えて遺言書の作成しましょう！

法的に有効な遺言書があったとしても遺留分までは奪えません。遺留分を侵害された相続人は、遺留分侵害額を請求できるのです。そして、正当な遺留分侵害額請求は拒むことはできません。それほど遺留分の権利は強いものなのです。

遺留分



遺言書

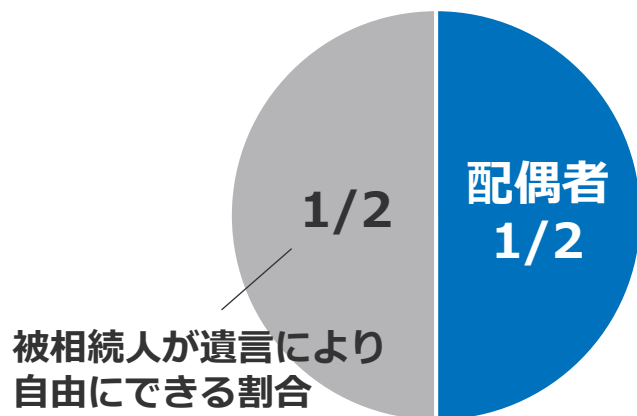
例えば、長男と次男がいるのに、「全財産はすべて長男に相続させる」という遺言書が残されたら、次男は長男に最低限の自分の取り分（遺留分）を請求することが可能です。これを「遺留分侵害額請求」といって、長男は、次男に金銭を支払うこととなります。

遺言では遺留分への配慮も必要と言えます。

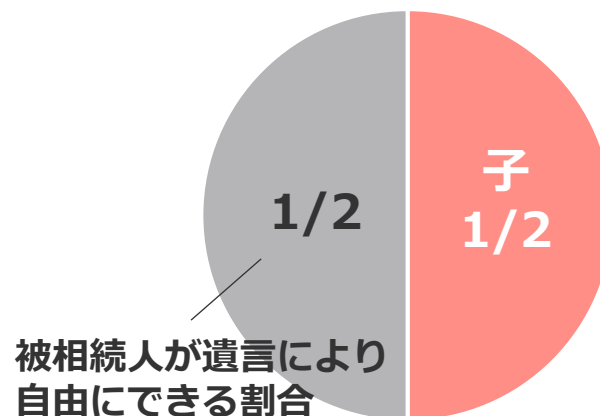
次男が納得なら、
遺留分侵害額請求権を行使しないこともあり得ます。

6. 遺留分の具体的な割合

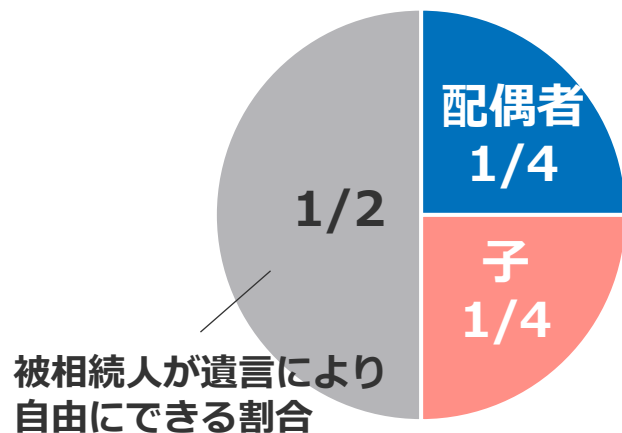
配偶者のみ



子のみ



配偶者と子

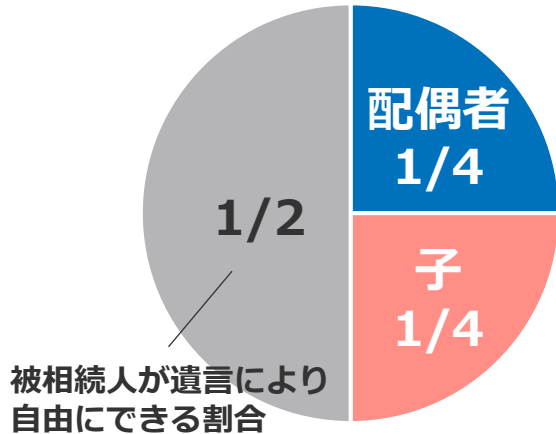


兄弟姉妹のみ



6. 遺留分の具体的な割合

配偶者と子



〈例1〉

父の遺産額 1億円

遺言の内容

配偶者に相続させる額	2,500万円
子供に相続させる額	2,500万円
●●大学に遺贈する額	5,000万円

①配偶者の遺留分	1億円×1/4 = 2,500万円
②配偶者の相続額	2,500万円

※遺留分侵害額 ①2,500万円 - ②2,500万円 = 0

①子供の遺留分	1億円×1/4 = 2,500万円
②子供の相続額	2,500万円

※遺留分侵害額 ①2,500万円 - ②2,500万円 = 0

〈例2〉

父の遺産額 1億円

遺言の内容

配偶者に相続させる額	2,000万円
子供に相続させる額	2,000万円
●●大学に遺贈する額	6,000万円

①配偶者の遺留分	1億円×1/4 = 2,500万円
②配偶者の相続額	2,000万円

※遺留分侵害額 ①2,500万円 - ②2,000万円 = 500万円

①子供の遺留分	1億円×1/4 = 2,500万円
②子供の相続額	2,000万円

※遺留分侵害額 ①2,500万円 - ②2,000万円 = 500万円

7. 遺言書に書けること (1) …遺言事項

遺言書に盛り込める内容には、次の2種類があります。法的に効力がある「遺言事項」と、法的には効力のない「付言(ふげん)事項」です。

■ 遺言事項とは



法的に効力がある遺言事項のうち、特に重要かと思われるのが次の4点です。

① 財産承継・処分方法を決める遺産分割方法指定と遺贈 (※)

※「遺言者は、妻〇〇に次の財産を相続させる」「遺言者は、次の預貯金を長男〇〇に相続させる」といった書き方で、財産の承継・処分の方法について指定することができます。

遺贈とは、遺言によって、財産を相続人以外の者(団体)に渡すことです。

② 障がい者や認知症の配偶者、ペットの面倒を見てもらうための負担付遺贈

※「〇〇の介護をすることを条件に財産を相続させる」「ペットの世話をしてもらう代わりに財産を遺贈する」といった感じに、一定の義務を負担させることを条件とすることができます。

③ 遺言内容どおりに手続きを実施してもらう人を決める「遺言執行者の指定」

※「財産をあげる相手」を執行者とする。「弁護士などの専門家」を執行者とする。など

④ お墓も守ってもらう人を決める「祭祀主催者の指定」

7. 遺言書に書けること (2) …付言(ふげん)事項

■ 付言(ふげん)事項とは

遺言の中で、法的効力を及ぼさないものの、精神的・道義的に欠かすことのできないメッセージを最後に記しておく項目を付言事項といいます。

付言(ふげん)事項には、家族などへの感謝のメッセージやそのような遺言内容とした理由を記載することで、関係者への理解と納得を得やすくなります。

「法的効力がないのなら、付言事項は必要ない」。

そう思われる方もいるかもしれません。

しかし、付言事項を記すことは、ご自分の想いを伝えることであり、それは、残された家族などの心情に配慮することにもなり、無用なトラブルを避けることにもつながります。

想いを伝える遺言書に…



7. 遺言書に書けること (2) …付言(ふげん)事項

■ 付言(ふげん)事項にいれると良いもの



■ 家族への感謝の気持ち

法定遺言事項があれば、遺言書は成立します。

しかし、家族への感謝の気持ちを付言事項に書いておくと、遺言書として家族にとっての特別なものにする事ができます。

■ 遺言の動機

なぜ遺言を作成しようと思ったのかという理由を書いておくと、遺言の内容について相続人からの同意が得られやすくなります。

■ 財産配分の意図や理由

法定相続の持分と異なる配分がされた場合、当然相続人は不思議に思います。

金銭的な価値だけでは、説明できないところがありますので、配分の意図や理由についても書きましょう。

[コラム] 付言(ふげん)事項の例…1/2

■ 家族への感謝の気持ち・・・

- ✓ 私は、素晴らしい妻と子供たちに支えられて、明るい家庭を築けたうえに楽しい人生を送ることができたことに感謝しています。今後とも家族お互い助け合って仲良く幸せな人生が送れることを切に願っております。
- ✓ 敏子（妻）、人生の荒波をどんな時も一緒に乗り越えてくれてありがとう。敏子に出会えた事が、私の人生の一番の幸運です。私が亡くなった後も決して涙にくれず、どうか笑顔で過ごして下さい。天国から見守っています。

■ 介護で尽くしてくれた長男の嫁に対する遺贈・・・

- ✓ 長男の嫁である香織さんに私の介護をお願いさせることになり大変な負担と苦勞をおかけしました。介護中の香織さんはいつも一生懸命で、最期まで笑顔で私の介護に尽くしてくれました。炊事洗濯はもちろんのこと、身の回りのお世話をしてくれたことには本当に感謝の念で胸がいっぱいです。その苦勞に報いるためにも、先に記載したとおりに遺産を遺贈したいと思います。次男や三男には言い分もあることでしょう。ですが、私は本当に香織さんには感謝しても、しきれずにいるのです。どうかこの遺言内容で兄弟皆が揉めることのないようにしてくれると私は嬉しい限りです。父の最後のわがままですが、どうかお願いします。

[コラム] 付言(ふげん)事項の例…2/2

■ 遺産の配分が違う場合・・・

- ✓ お母さんに多くの財産を残すことにしたのは、安心して老後を過ごしてもらいたいからです。正子の取り分は少なくなってしまうと思いますが、優しく賢い正子ならきっと理解してくれることと思います。正子が私の子供として生まれてきてくれた事が、私の最大の誇りなのです。ありがとう、そしてこれからもお母さんを宜しく頼みます。
- ✓ 平成10年頃に長男和夫が自宅を購入した際に、私は1,000万円を贈与しました。私はこの生前贈与を考慮して、この遺言でこのような財産配分としました。熟慮のうえでの配分ですので、皆さん気持ちよく受け取ってください。

■ 遺贈寄付をする場合・・・

- ✓ 私は会社を退職後、町内会やボランティアの活動に力を入れてきました。老後の生活費で財産は減っていると思いますが、私が亡くなった時に残った財産から少しばかりですが、〇〇財団に遺贈寄付したいと考えました。この地域の人たちが暮らしやすくなるように、役立ててください。
- ✓ 現職中は学生の教育に一所懸命に携わってきました。そこで出会った方々に大変可愛がられ、本当に幸せに働くことができました。このような職場を与えていただいた〇〇大学に、わずかではありますが寄付をしたいと思います。

8. 遺言書を書くにあたっての心得

■ 一番の気がかりを優先する

なぜ遺言書を書こうと思ったのでしょうか。一番大切なことはその「気がかり」を解決することです。バランスを考えるのはその後。

■ 家族の生活を守れる内容にする

同居家族がそのまま住み続けられるようにするとか、あなたの収入で生活している人には、預貯金を残してあげるといったことです。

■ 維持管理や売却でもめやすい不動産は共有させない

しばらくは問題が無くても、将来、相続人が結婚したり、死亡したりして相続関係が複雑になると、不動産の維持管理や売却をめぐるトラブルが起きやすくなります。

■ 遺留分に配慮する

特定の人に多めに相続させるなど偏りがある場合や第三者に遺贈する場合は、他の相続人にも遺留分にあたる額を確保したり、生前贈与などでバランスをとりましょう。相続の意図を付言事項に記すことでも相続人の理解を得やすくなります。

■ 相続税について確認する

2015年に相続税の改正があり、相続税がかからない範囲（基礎控除額）が縮小され、これまで相続税がかからなかった家庭でも課税されるケースが出てきました。

[コラム] 40年ぶりの民法改正

民法が40年ぶりに大改正され、 自筆証書遺言が作りやすくなりました



2018年に民法が40年ぶりに大改正されました。その中でも注目すべきは、自筆証書遺言がとてつくりやすくなったことです。

これまで自筆証書遺言は、全文を自筆する必要があることや、修正の仕方が複雑なため、大きな負担でした。不動産の所在地や預貯金の口座番号など細かいところで間違えると、また一から書き直すなど大変な労力がかかったのです。

それが、今回の法改正により、財産目録は手書きでなくパソコン入力も可能になり、不動産の登記事項証明書や預貯金の通帳コピーを添付するだけでもOKになるなど、ハードルがぐんと下がりました。

また、これまではせっかく遺言書をつくっても、長期間保管するうちに紛失したり、書換られてしまう恐れがありましたが、それを解決するために法務局で自筆証書遺言を保管する制度が始まりました。その際、遺言書の形式に間違いがないかチェックもしてもらえます。

自筆証書遺言と公正証書遺言との違い、メリットやご自身の取り組みやすさなど、ぜひこの機会に遺言書と遺贈について考えてみてください。

9. 遺言書の種類「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」

	自筆証書遺言		公正証書遺言
		法務局保管制度を利用	
作成者	遺言者本人		公証人
作成方法	本人が遺言書を「自筆」して署名・押印 (財産目録のみパソコン、コピー可)		遺言者が内容を伝え、 公証人が作成
証人	不要		相続人以外の2人
費用	費用はかからない	保管料として数千円	遺産額に応じた手数料
形式的有効性	△ 形式の不備で無効になることも	◎ 法務局で形式チェックをしてくれる	◎ 公証人が作成するので安心
保管場所	任意の場所(金庫等)	法務局	公証役場
紛失・偽造・未発見	あり	なし	なし
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡時の通知	なし	あり ←	なし ←
お勧め度	△	○	◎

公証役場の遺言書検索システムにより、公正証書遺言が残されているかどうかを相続人が調べることができる

遺言者が希望すれば、指定した一名に、保管事実が通知される

自筆証書遺言の作成例

自筆証書遺言は全文を
自筆で記載します

遺言書

①最初に「遺言書」と記載します

遺言者 ■■■■は、次の通り遺言する。

③「相続させる」と明記し、「渡す」「譲る」
などの表現は避けましょう

1. 遺言者は、次の不動産を、遺言者の妻 ○○○○ (昭和○○年○月○日生) に相続させる。

(1) 土地

所在 横浜市港北区○○町○丁目

番地 ○番○

地目 宅地

地積 ○○○・○○平方メートル

②相続人の生年月日も記載しましょう

(2) 建物

所在 横浜市港北区○○町○丁目○番地○

家屋番号 ○番○

種類 住宅

構造 木造スレート葺2階建て

床面積 1階 ○○. ○○㎡ 2階 ○○. ○○㎡

2. 遺言者は、次の金融資産を遺言執行者に換価させたうえで、遺言者の妻 ○○○○に 10 分の

4. 遺言者の長男 ○○○○ (昭和○○年○月○日生) に 10 分の 5 の割合にて相続させ、学校法人○○大学 (東京都○○区○○●丁目●番●号) に 10 分の 1 の割合にて遺贈する。

(1) ○○銀行 ○○支店 普通預金 口座番号○○○○○○○○

(2) ○○銀行 ○○支店 普通預金 口座番号○○○○○○○○

3. 遺言者は、前条までに記載した以外の一切の財産を遺言者の妻 ○○○○に相続させる。

4. 遺言者は、遺言者の債務及び本遺言執行にかかる費用を遺言者の妻 ○○○○に負担させる。

5. 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、遺言者の妻 ○○○○を指定する。

6. 付言事項

④遺言を実行する「遺言執行者」を指定した方がよいでしょう

⑤付言事項を記載しましょう

⑥令和○○年○月○日

⑥日付は正確に記載し「吉日」はNGです

横浜市港北区○○町○丁目○番○号

遺言者 ■■■■ (昭和○○年○月○日生) ⑦

⑦署名押印

印鑑は認印でも構いませんが、
実印がベストです

自筆証書遺言は全文を自筆で記載しますが、
財産目録を別紙とし、パソコンで作成することができます

遺言書

①

遺言者 ■■■■は、次の通り遺言する。

1. 遺言者は、別紙 1の不動産を、遺言者の妻 ○○○○ (昭和○○年○月○日生) に相続させる。
② ③
2. 遺言者は、別紙 2及び別紙 3の金融資産を遺言執行者に換価させうえで、遺言者の妻 ○○○○に10分の4、遺言者の長男 ○○○○ (昭和○○年○月○日生) に10分の5の割合にて相続させ、学校法人○○大学 (東京都○○区○○●丁目●番●号) に10分の1の割合にて遺贈する。

3. 遺言者は、前条までに記載した以外の一切の財産を遺言者の妻 ○○○○に相続させる。

4. 遺言者は、遺言者の債務及び本遺言執行にかかる費用を遺言者の妻 ○○○○に負担させる。

5. 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、遺言者の妻 ○○○○を指定する。

6. 付言事項 ④ ⑤

.....

⑥ 令和○年○月○日

横浜市港北区○○町○丁目○番○号

遺言者 ■■■■ (昭和○○年○月○日生)

⑩

⑦

別紙 1

財産目録

⑧別紙として財産目録をパソコンで作成できます

- (1) 土地
所在 横浜市港北区○○町○丁目
番地 ○番○
地目 宅地
地積 ○○○・○平方メートル
- (2) 建物
所在 横浜市港北区○○町○丁目○番地○
家屋番号 ○番○
種類 居宅
構造 木造スレート葺 2階建て
床面積 1階 ○○. ○○㎡
2階 ○○. ○○㎡

■■■■■ ⑨

⑨別紙にも署名押印が必要です

別紙 2

⑩財産目録に通帳のコピーを使用できます

○○銀行 ○○支店
普通預金 通帳のコピー
銀行名, 支店名, 口座名義,
口座番号等が分かるページ

■■■■■ ⑨

⑨別紙にも署名押印が必要です

税理士法人シリウス長岡事務所

〒222-0033

横浜市港北区新横浜1-1-8 ライオンズプラザ新横浜605

TEL : 045-472-6810 FAX : 045-472-6867

E-mail : j-nagaoka@mx1.ttcn.ne.jp